

第一種販売講習テキスト 第 2 次改訂版
法改正に対応した修正箇所の新旧対照表

本出版物は、「第一種販売講習テキスト 第2次改訂版」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

章・節・項	頁・行	新	旧
4.1.3 容器再 検査	p.48 3 行目～	「都道府県知事または指定都市の長の登録を受けた民間の容器検査所が実施している。法令上は、経済産業大臣(タンク車以外の <u>容器であって内容積が500リットル以下の容器</u> にあつては都道府県知事 <u>または指定都市の長</u>)、高圧ガス保安協会または指定検査機関も・・・」	「都道府県知事の登録を受けた民間の容器検査所が実施している。法令上は、経済産業大臣(タンク車以外の容器にあつては都道府県知事)、高圧ガス保安協会または指定検査機関も・・・」
	p.49 表 4.3	「(5) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、・・・及び圧縮水素運送自動車用容器 ○製造後の経過年数 4 年を超えるものは 2 年 2 か月」(誤植)	「(5) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、・・・及び圧縮水素運送自動車用容器 ○製造後の経過年数 4 年を超えるものは 2 年 1 か月」
	p.49 表 4.3	「(8)国際圧縮水素自動車燃料装置用容器および圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 ○製造後の経過年数 4 年 1 か月以下のものは 4 年 1 か月 ○製造後の経過年数 4 年 1 か月を超えるものは 2 年 3 か月」	(追加)
	p.49 3 行目～	「容器検査所の登録を受けようとする者は、所定の検査設備を設け、都道府県知事または指定都市の長に登録を申請し、かつ、登録を・・・検査主任者を選任し、都道府県知事または指定都市の長に届け出るとともに、」	「容器検査所の登録を受けようとする者は、所定の検査設備を設け、都道府県知事に登録を申請し、かつ、登録を・・・検査主任者を選任し、都道府県知事に届け出るとともに、」
7.販売	p.79 3 行目	「販売所ごとに、所在地を管轄する都道府県知事 <u>または指定都市の長</u> に届け出なければならない。」	「販売所ごとに、所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。」
7.1.1 販売業者の保安業務管理区域	p.81 b) 11 行目～	「販売所の所在地を管轄する都道府県知事 <u>または指定都市の長</u> に提出しなければならない。」	「販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。」
	p.81 c) 18 行目～	「廃止したときは、都道府県知事 <u>または指定都市の長</u> に遅滞なく届け出なければならない。」	「廃止したときは、都道府県知事に遅滞なく届け出なければならない。」
	p.81 d) 20 行目～	「を変更したときは、都道府県知事 <u>または指定都市の長</u> に遅滞なく届け出なければならない。」	「を変更したときは、都道府県知事に遅滞なく届け出なければならない。」
	p.81 e) 27 行目～	「販売主任者を選任し、都道府県知事 <u>または指定都市の長</u> に届け出なければならない。」	「販売主任者を選任し、都道府県知事に届け出なければならない。」
8.1 高圧法上の規制	p.91 6 行目～	「高圧ガスを製造する場合には、都道府県知事 <u>または指定都市の長</u> から第一種製造者としての許可を受けなければならない。」	「高圧ガスを製造する場合には、都道府県知事から第一種製造者としての許可を受けなければならない。」
	p.91 10 行目～	「充てんする場合(この場合処理量は 0 m ³ とみなす)には、都道府県知事 <u>または指定都市の長</u> に届け出なければならない。」	「充てんする場合(この場合処理量は 0 m ³ とみなす)には、都道府県知事に届け出なければならない。」
11.1.3 消費に係る許可・届出など	p.119 16 行目～	「「第二種貯蔵所」として都道府県知事 <u>または指定都市の長</u> に届出をし、また・・・するときには「第一種貯蔵所」として都道府県知事 <u>または指定都市の長</u> の許可を受けなければならない。」	「「第二種貯蔵所」として都道府県知事に届出をし、また・・・するときには「第一種貯蔵所」として都道府県知事の許可を受けなければならない。」
12.2.3 事故災害が発生したときの措置	p.131 18 行目～	「やむを得ない場合を除いて、経済産業大臣、都道府県知事 <u>または指定都市の長</u> 、および警察官の指示なく災害現状を変更してはならない。」	「やむを得ない場合を除いて、経済産業大臣、都道府県知事、 <u>または</u> 警察官の指示なく災害現状を変更してはならない。」